

(ケース3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



83

6-4. ケース4（屋内退避）における対応

<ケース4における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ①
 - ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
 - ・国道197号が使用不可な場合
 - ・港湾が使用不可もしくは船舶の確保ができない場合
- ②
 - ・放射性物質放出のリスクが高まった場合

【防護措置の方法】

- ・屋内退避を実施。

84

(ケ-ス4) 屋内退避を実施する場合

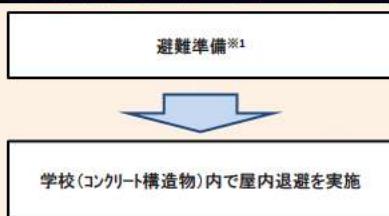
- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が、約4,700人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。



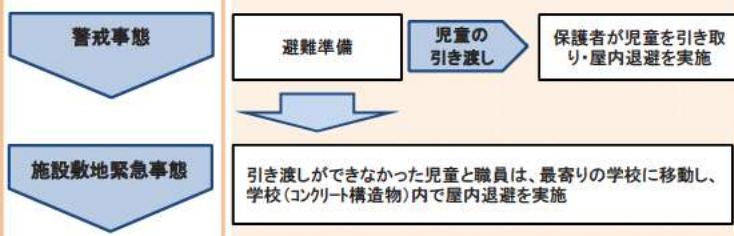
(ケ-ス4) 予防避難エリアの学校・保育所の児童等の屋内退避

- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約320人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、学校内で屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった場合は保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動し、学校内で屋内退避を実施。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつま)小学校	33人	12人	45人
大久(おおく)小学校	32人	7人	39人
三崎(みさき)小学校	51人	14人	65人
瀬戸(せと)中学校	38人	12人	50人
三崎(みさき)中学校	42人	14人	56人
三崎(みさき)高等学校	119人	26人	145人
合計(6施設)	315人	85人	400人

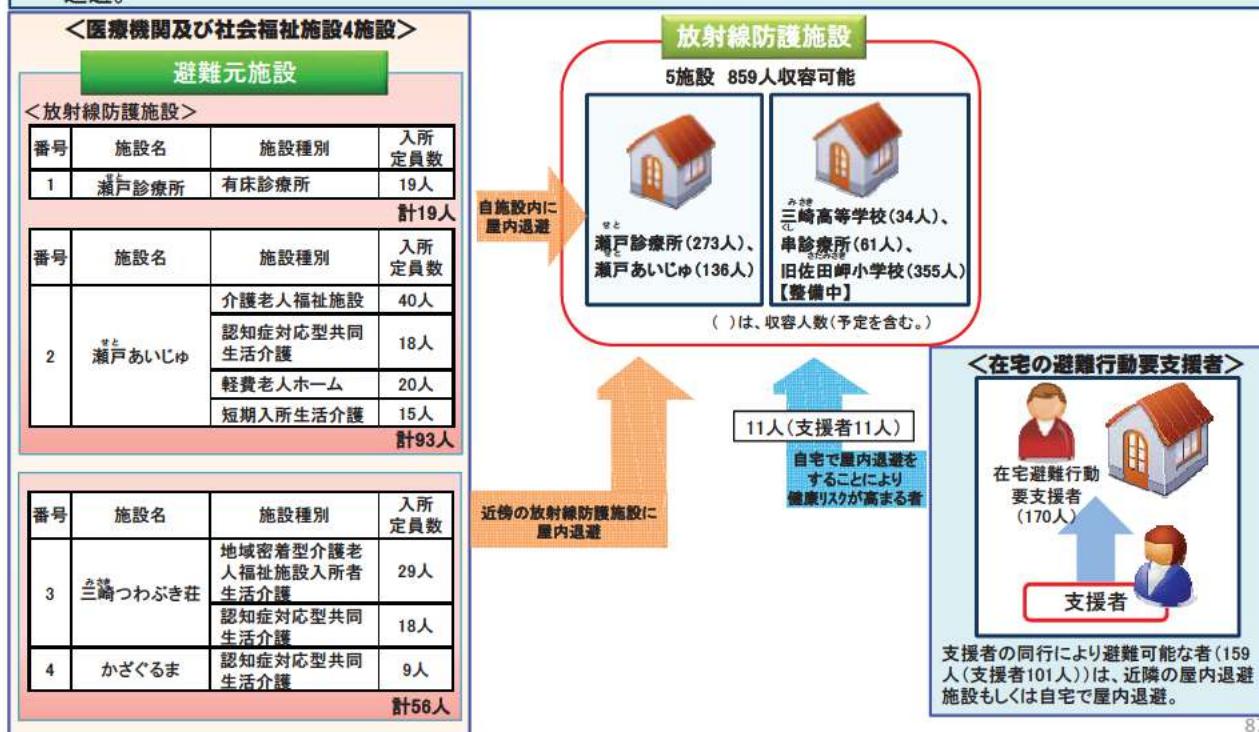


保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつま)保育所	13人	8人	21人
川之浜(かわのはま)保育所	7人	5人	12人
大久(おおく)保育所	11人	4人	15人
三崎(みさき)保育所	33人	9人	42人
合計(4施設)	64人	26人	90人



※1:学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。
※2:児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

- 予防避難エリアの医療機関・社会福祉施設(4施設約170人)のうち2施設(瀬戸診療所及び瀬戸あいじゅ)については、放射線防護施設である自施設内に屋内退避。残り2施設については、近傍の放射線防護施設に屋内退避。
- 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者のうち、支援者の同行により避難可能な者は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設に屋内退避。



87

- 自宅で屋内退避をすることによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- 予防避難エリアの放射線防護施設は、整備中施設を含めて5施設859人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、859名がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。



(ケ-ズ4) 予防避難エリアの住民の屋内退避

- ▶ 予防避難エリアの住民については、全面緊急事態になった場合、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避を実施。
 - ▶ 屋内退避施設へは、徒歩、自家用車、町内移動用車両で移動。



(ケ-ス4) 予防避難エリアにおいて必要となる輸送能力と各関係機関保有車両

- 放射線防護施設及び屋内避難施設において屋内避難を行う場合は、予防避難エリアの各関係機関保有車両(バス等30台、福祉車両30台(ストレッチャー仕様11台、車椅子仕様19台))を用いて移動。
 - 放射線防護施設及び屋内避難施設へは複数回のピットン輸送を実施。

最大対象人数	自家用車で避難できない住民	保育所の児童	社会福祉施設の入所者
	931人	64人	56人

*1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 校舎は現段階で地方公共団体が把握している旨記載

	予防避難エリアの 各関係機関保有車両台数			備考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校、医療機関、社会 福祉施設	22台	3台	3台	合計493名乗車可能 ビストン輸送を想定
伊方町	8台		8台	合計261名乗車可能 ビストン輸送を想定
四国電力		8台	8台	合計56名乗車可能 ビストン輸送を想定
合計	30台	11台	19台	

*3 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

(ケ-ス4) 予防避難エリアにおける物資供給体制

- 物資集積拠点等から予防避難エリアまで、県等のヘリコプターにより物資を供給。供給された物資については、町職員等により各屋内退避施設等に搬送。



91

7. UPZ圏内における対応

<対応のポイント>

- 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
- 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制が必要。

※ UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ を超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施。

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難とともに、UPZ圏内（予防避難エリア）については、状況に応じた多様な防護措置）においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



※1 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。

※2 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

93

一時移転等に備えた関係者の対応

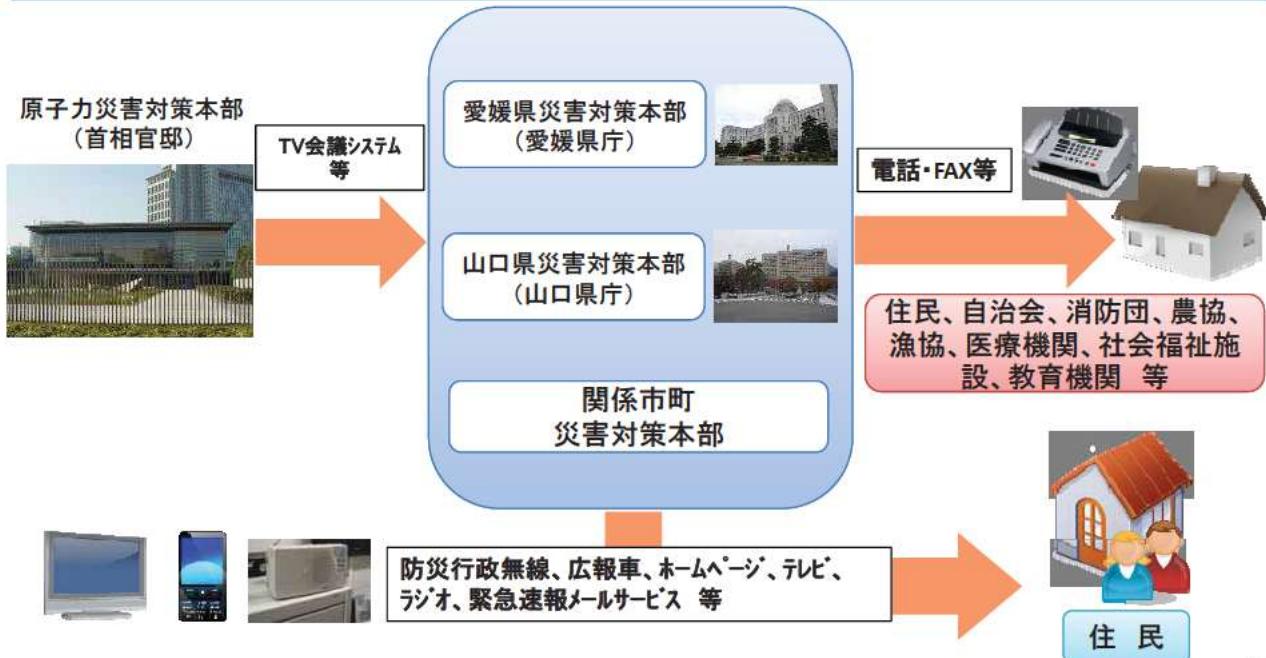
- 愛媛県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 山口県及び上関町は、警戒事態及び施設敷地緊急事態で職員を配備して警戒態勢を確保し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 愛媛県内のバス会社は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。
- 愛媛県内の船会社は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、旅客船の派遣準備を開始。
- 上関町は、町定期船の派遣準備を開始。



94

一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、愛媛県、山口県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 愛媛県、山口県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



95

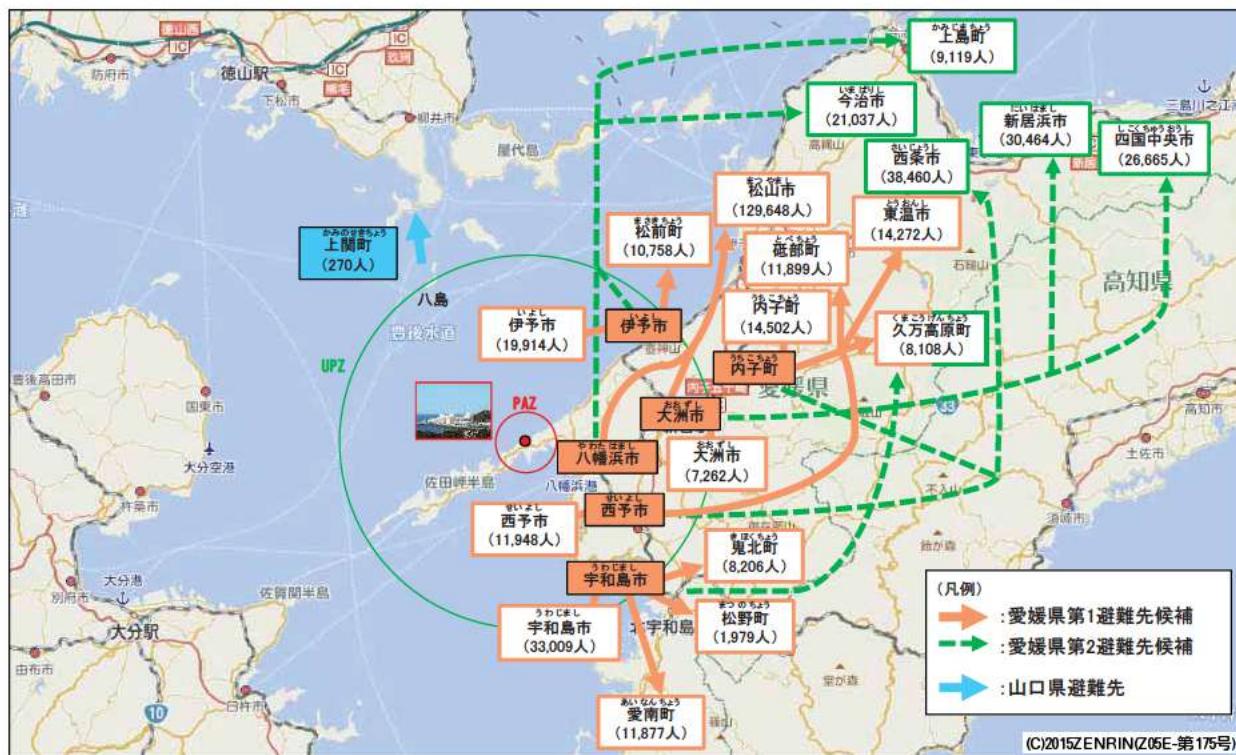
UPZ圏内住民の一時移転等①

- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、愛媛県、山口県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ圏内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 愛媛県では、第1避難先候補(13市町)に避難を行うが、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき第1避難先候補に避難できない場合は、第2避難先候補(6市町)に避難する。なお、避難受入市町が指定する場合は避難経由所を経由。
- 上関町(八島地区)では、上関町総合文化センターに避難を行い、上関町総合文化センターに避難できない場合は、上関町民体育館に避難する。

県名	市町名 ※()は対象人口	第1避難先候補 ※()は受入可能人数、【 】は避難経由所	第2避難先候補 ※()は受入可能人数
愛媛県	八幡浜市 (35,643人)	松山市(129,648人)【愛媛県総合運動公園】 合計(129,648人)	今治市(21,037人)、上島町(9,119人) 合計(30,156人)
	大洲市 (41,851人)	大洲市内(7,262人)、松山市(129,648人)【愛媛県総合運動公園】 合計(136,910人)	新居浜市(30,464人)、四国中央市(26,665人) 合計(57,129人)
	西予市 (29,050人)	西予市内(11,948人)【乙亥の里】、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、 砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,108人)【久 万高原グラウンド】 合計(46,227人)	西条市(38,460人) 合計(38,460人)
	宇和島市 (4,263人)	宇和島市内(33,009人)、松野町(1,979人)、鬼北町(8,206人)、 愛南町(11,877人) 合計(55,071人)	久万高原町(8,108人) 合計(8,108人)
	伊予市 (759人)	伊予市内(19,914人)、松前町(10,758人)【松前公園】 合計(30,672人)	今治市(21,037人)、上島町(9,119人) 合計(30,156人)
	内子町 (123人)	内子町内(14,502人)、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、 砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,108人)【久 万高原グラウンド】 合計(48,781人)	西条市(38,460人) 合計(38,460人)
		※上記避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:464,575人)へ避難	

山口県	上関町 (26人)	上関町総合文化センター(270人)	上関町民体育館(220人)
-----	--------------	-------------------	---------------

96



※伊方町を除く

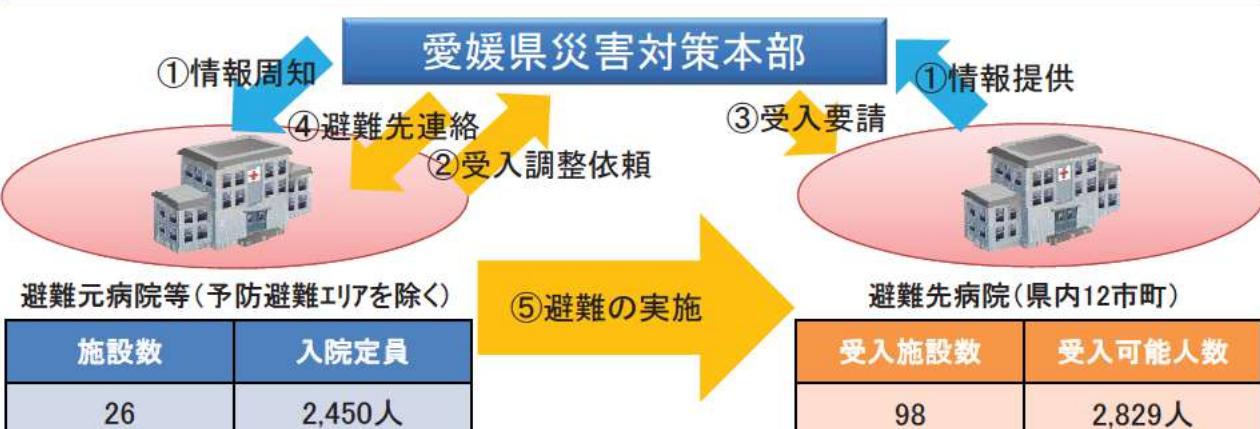
※()は受入可能人数

※愛媛県の関係市町は、避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:464,575人)へ避難

97

愛媛県におけるUPZ圏内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整体制

- 半径5~30km圏にある全ての医療機関(病院及び有床診療所、26施設2,450人)において、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。



- 県は市町災害対策本部を通じ、受入自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、避難元の病院等に周知
- 避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、避難元病院等は市町災害対策本部を通じ県に対し、避難先病院等の受入調整を依頼
- 県は、避難先候補病院等に対し避難の受入を要請し、避難準備を整える
- 県は市町災害対策本部を通じ、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院等及び避難ルート等を連絡
- 避難の実施

UPZ圏内の社会福祉施設の避難先

- 半径5~30km圏にある全ての社会福祉施設(109施設3,259人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、短期入所、グループホームの一部を除き、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保。
- なお、短期入所、グループホームの一部(23施設161人)は家族への引き渡しを優先。家族への引き渡しができない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

<5~30km圏内(予防避難エリアを除く)>

施設区分	施設数	入所定員
救護施設・授産施設	1	70人
児童福祉施設	1	40人
老人福祉・介護保険施設	77	2,681人
合 计	79	2,791人

<30km圏外(県内17市町)>

受入施設数	受入可能人数
3	83人
3	69人
137	2,821人
143	2,973人

施設区分	施設数	入所定員
障害福祉施設	30	468人

施設ごとの避難先を確保

※1

受入施設数	受入可能人数
18	307人

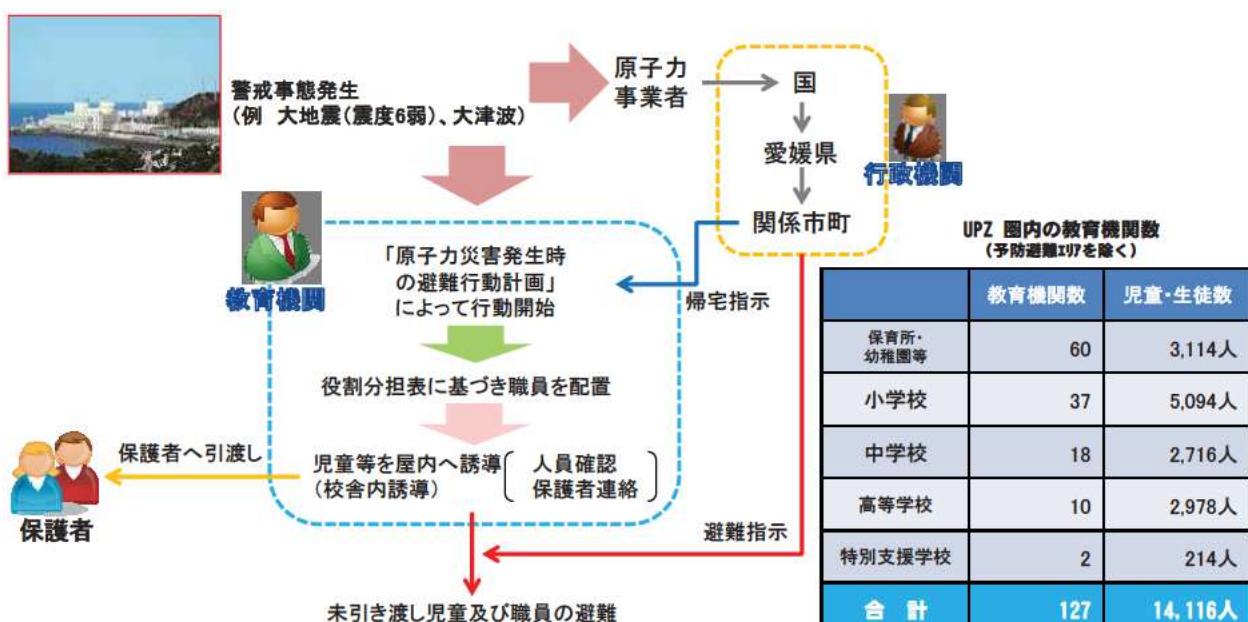
※1:短期入所、グループホームの一部(23施設161人)は家族への引き渡しを優先し、それ以外は施設ごとの避難先を確保。家族への引き渡しができない場合には愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

※2:山口県のUPZ圏内に社会福祉施設は存在しない。

99

UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

- 愛媛県では、施設敷地緊急事態により市(町)災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。市(町)災害対策本部から避難指示が発出された場合は、職員は未引き渡し児童等とともに避難を行う。
- 校長、園長等は隨時、市(町)災害対策本部と連携を図る。

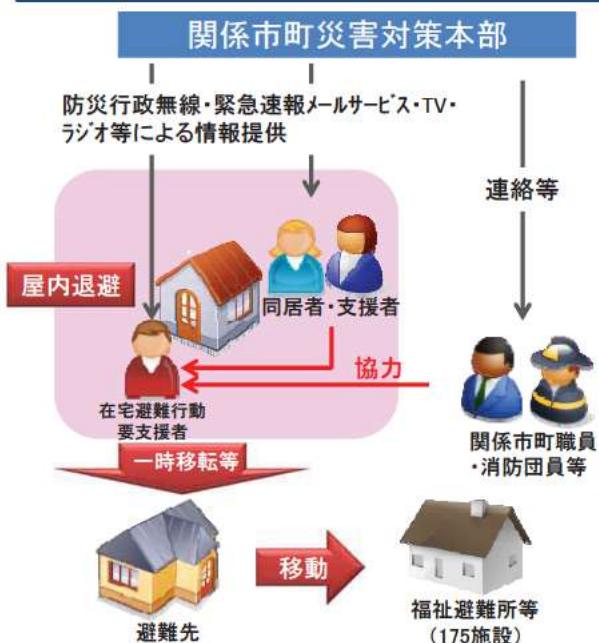


※ 山口県のUPZ圏内に学校・保育所等は存在しない

平成28年4月1日現在
100

UPZ圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。



UPZ圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)
(予防避難エリアを除く)

		5~30Km圏内
愛媛県	八幡浜市	3,508人(3,508人)
	大洲市	1,874人(1,090人)
	西予市	1,258人(804人)
	宇和島市	108人(40人)
	伊予市	9人(7人)
	内子町	3人(0人)
	合計	6,760人(5,449人)
山口県	上関町	0人(0人)

※1 ()内は支援者有り

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

101

UPZ圏内の一時移転に必要となる輸送能力の確保

UPZ圏内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間程度内に実施する。愛媛県では、一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

- 愛媛県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 愛媛県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達により必要な輸送能力を確保する。

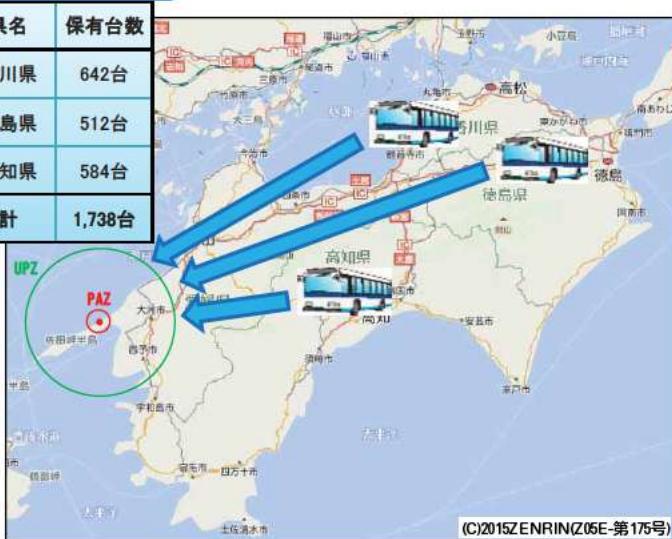
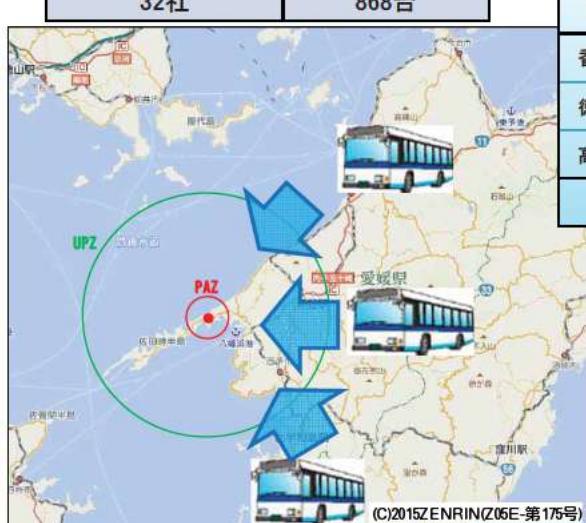
山口県では、上関町が町定期船を輸送手段として確保することにより必要な輸送能力を確保する。

上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

愛媛県内のバス会社	保有台数
32社	868台

四国各県保有バス台数

県名	保有台数
香川県	642台
徳島県	512台
高知県	584台
計	1,738台



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

102

やわたしまし 八幡浜市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



103

おおずしま 大洲市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

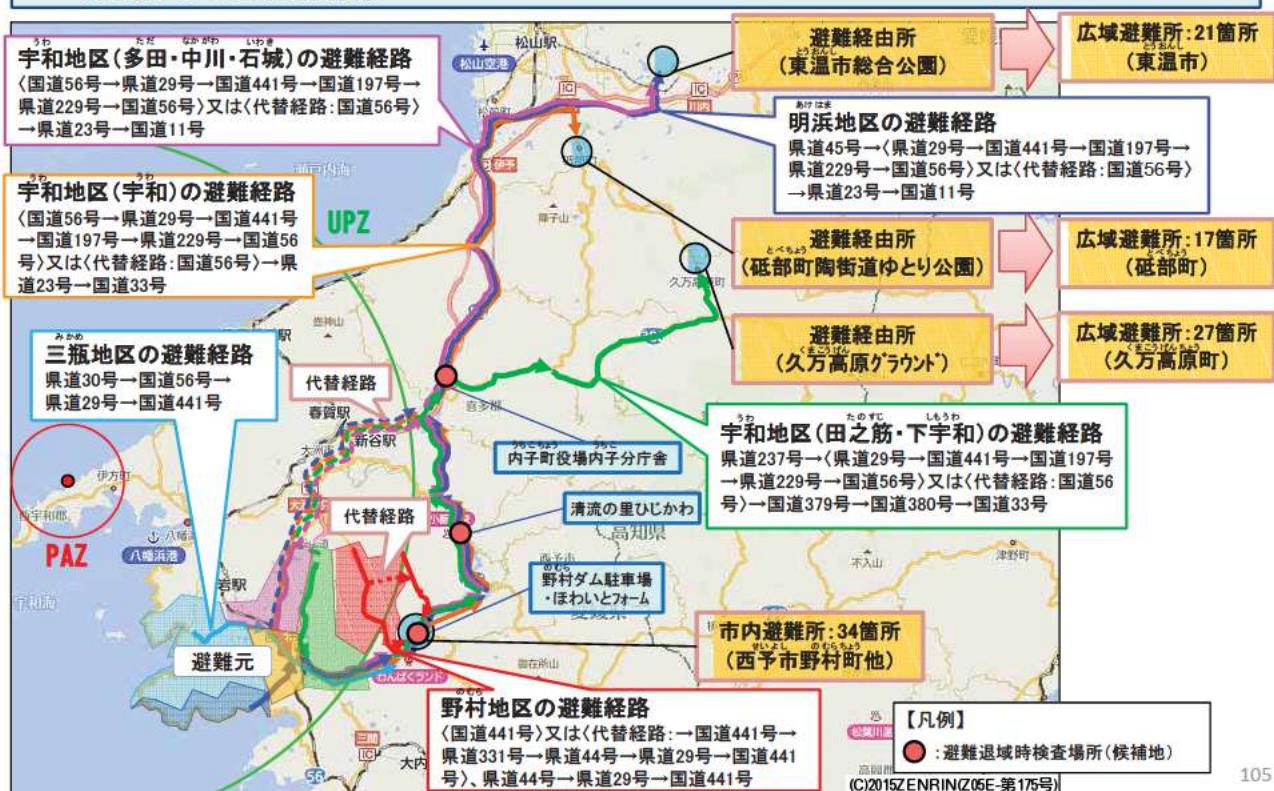
- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



104

せいよし 西予市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



105

宇和島市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



106

いよし 伊予市におけるUPZ内から避難経由所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。



107

うちこちょう 内子町におけるUPZ内から避難経由所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。



108

UPZ圏内における離島（愛媛県八幡浜市大島）の防護措置

- 八幡浜市は、一時移転等の指示が出た場合は大島の自主防災組織等に対して大島産業振興センター（放射線防護施設）へ要員の配置を依頼。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、大島港まで徒歩等で移動した後、大島港から定期船、自家用船舶等により八幡浜港へ移動。
- 八幡浜港から市民スポーツセンター（一時集結所）へ徒歩、市公用車等で移動後、市・県が手配するバス等により松山市の愛媛県総合運動公園（避難経由所）に移動。その後、松山市の指示する広域避難所に避難。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れない人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで大島産業振興センター（放射線防護施設）において屋内退避を実施。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

109

UPZ圏内における離島（愛媛県宇和島市嘉島）の防護措置

- 宇和島市は、一時移転等の指示が出た場合は嘉島港（一時集結所）に市職員2名を配置。
- 住民に対しては、防災ラジオ、屋外放送設備、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、嘉島港まで徒歩で移動した後、船舶により避難。
- 嘉島港から宇和島港までは、定期船、自家用船舶、宇和島市公用船等で移動し、宇和島港から避難先施設となる市内の三間町公共施設に市・県が手配するバス等により避難を実施。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れない人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで嘉島小学校（放射線防護施設【整備中】）において屋内退避を実施。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

110

- ▶ 上関町は、一時移転等の指示が出た場合は八島ふれあいセンター（島内集合場所）及び上関町総合文化センター（島外避難所）に町職員2名1組を配置。
- ▶ 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- ▶ 住民は、八島ふれあいセンターに徒歩、町公用車で移動した後、八島港から船により避難。
- ▶ 八島港から室津港までは、かみのせき丸（町定期船）、漁船で移動し、室津港から島外避難所となる上関町総合文化センターへ徒歩、町公用車で移動。
- ▶ 船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで八島ふれあいセンターにおいて屋内退避を実施。



避難経路:
八島ふれあいセンター（島内集合場所）→八島港→
【船舶移動（かみのせき丸）】→室津港→上関町総合文化センター（島外避難所）

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

111

他の地方公共団体からの応援計画

- ▶ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、愛媛県及び山口県に対する関係地方公共団体からの支援策として、9つの応援協定等が締結されている。

⑦危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（平成19年2月5日）

【対象】

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①物資及び資機材の提供
- ②施設、設備及び機器の使用又は貸与
- ③職員の派遣
- ④試験検査等の実施その他の役務の提供
- ⑤前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

⑧愛媛県と山口県の確認事項について（平成24年3月1日）

【応援内容】

- ①連絡通報について
- ②情報交換会の開催等について
- ③愛媛県ウェブサイトへの山口県職員の受入れについて
- ④原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

⑨愛媛県と大分県の確認事項について（平成23年9月1日）

【応援内容】

- ①連絡通報について
- ②情報交換会の開催等について
- ③愛媛県ウェブサイトへの大分県職員の受入れについて
- ④原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

⑩全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

⑪中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

⑫中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

⑬関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

⑭九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

⑮関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

⑯原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

(C)2012ENRINIZ-E-第175号

112